

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	事業担当	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	灰クレーンバケット(八尾工場) 買入	産業用機器	環境局	(株) 福島製作所	10,692,000	平成26年10月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
2	空気呼吸器用面体 買入	消防・防災用品	消防局	キンバイ商事(株)	2,397,600	平成26年10月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
3	十三工営所非常用発電機 修繕	産業用機器	建設局	ヤンマーエネルギーシステム(株)	4,320,000	平成26年10月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
4	二連式加湿酸素流量計一式 買入	医療用機器	消防局	日本船舶薬品(株)	2,203,200	平成26年11月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
5	パドルほか3点(平野工場) 買入	産業用機器	環境局	本田鐵工(株)	4,883,760	平成26年11月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
6	固定火格子支持梁ほか39点(舞洲工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	14,850,000	平成26年11月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
7	脱硝用空気加熱器(舞洲工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	5,464,800	平成26年11月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
8	はしご車分解整備(2)	自動車修理	消防局	(株) モリタテクノス	19,926,000	平成26年11月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
9	ライナープレート(環境局)(その2)買入	産業用機器	環境局	(株) 栗本鐵工所	4,039,200	平成26年12月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
10	インナープレート(環境局)(その3)買入	産業用機器	環境局	日本発條(株)	3,085,560	平成26年12月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
11	スイングパドルほか2点(舞洲工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	3,866,400	平成26年12月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
12	共同溝ほか1か所ガス検知器 修繕	理化学機器	建設局	(株) 理研商会	5,130,000	平成26年12月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
13	手動引金式人工呼吸器一式 買入	医療用機器	消防局	(株) アダチ	5,184,000	平成26年12月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
14	心電図モニター用バッテリー(ハートスタートMRx用)買入	医療用機器	消防局	(株) アダチ	2,004,912	平成26年12月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
15	免税軽油(給油施設分)第4四半期 買入(単価契約)	石油類	複数局	港石油(株)	93,960	平成26年12月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	

随意契約理由書

1 案件名称

灰クレーンバケット（八尾工場）買入

2 契約の相手方

会社名 (株)福島製作所 大阪営業所

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入予定の灰クレーンバケットは、(株)福島製作所製であり当該会社独自の技術により製作されたものである。

(株)福島製作所が、クレーン製作会社と灰クレーン設計時より協議・調整のうえ本製品作成したため、クレーン本体の関連機構との詳細な関係は当該会社のみが熟知し、他社において製作は不可能である。

よって、(株)福島製作所製品とする。

業者選定理由

本製品は(株)福島製作所が直接販売をしており、他社では取り扱うことが出来ない。

上記の理由により、本製品については(株)福島製作所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

空気呼吸器用面体 買入

2 契約の相手方

キンパイ商事株式会社

3 随意契約理由

大阪市消防局では、昭和 63 年度からドイツのドレーゲル・セイフティーAG 社製自動陽圧型空気呼吸器を使用している。この空気呼吸器の各構造部は、製作会社であるドレーゲル・セイフティーAG 社独自の設計に基づく各空気呼吸器用純正部品から成っており、今回購入する面体もそれに含まれるものである。また、各空気呼吸器用純正部品は他社メーカー品とは規格が異なり互換性がないため、他社製品を使用することができない。

さらに、上記空気呼吸器は、ドレーゲル・セイフティーAG 社製であるが、ドレーゲル・セイフティージャパン（株）が日本における唯一の輸入販売会社であり、上記キンパイ商事（株）が空気呼吸器の同付属機器（部品）の販売に関する西日本地区唯一の販売代理店である（代理店証明書は平成 26 年 8 月 18 日交付、平成 28 年 3 月 31 日迄有効、消防局にて保管。）。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（消防装備） （電話番号 06-4393-6556）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

十三工営所非常用発電機修繕

2 契約相手方

ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社

3 随意契約理由

本件は、当工営所に設置している非常用発電機が潤滑油に燃料が混入し、また電装品が経年劣化により摩耗損傷しているため修繕するものである。

当発電機は、災害等により電力供給が停止した際に非常用電源として電力を供給する役割をしており、現状のままでは、非常時に工営所内の各種電気設備の機能を維持出来ないことにより、道路等の維持管理業務に支障をきたす恐れがあることから修繕する必要がある。

業者選定にあたっては、上記業者が設計製作したもので、電装品は既に販売・製造を中止しているため、現行部品の改造を必要としおり、部品取付やその後の動作確認は機器内部構造やシステムを熟知した製作会社でしか実施できない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約方依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施工令第167条の2 第1項2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 十三工営所

担当 吉野 連絡先：06-6306-1881

随意契約理由書

1 案件名称

二連式加湿酸素流量計一式 買入

2 契約の相手方

日本船舶薬品(株) 大阪営業所

3 随意契約理由

当該製品は、救急車内に設置し、ボンベ内の酸素を加湿しながら傷病者に酸素投与を行う際に使用するものである。

救急車内に設置する加湿酸素流量計は以下の性能を有する必要がある。

- ・薬事法により医療用具として承認を受けていること。
- ・フローメーター(酸素流量計)及び加湿瓶等が堅牢なケースに内蔵しており、ヘルメット等が衝突し衝撃を受けても損傷しにくい構造であること。
- ・同時に2名の傷病者に酸素投与する必要があることから二連式であること。
- ・呼吸様式の多様な患者に対応するため酸素流量は毎分15ℓ以上の投与ができ、かつ1ℓ毎の設定が可能であること。
- ・救急車内のボンベ収納場所から加湿酸素流量計を設置する場所まで配管により接続する構造であること。
- ・人工呼吸器など酸素を必要とする資器材を使用する場合においても使用できるようにジュンロン型のワンタッチ式接続口が2個あること。

当該製品は(株)三幸製作所製であり、当該製品の販売及び修理・点検その他一切の業務を負う発売元は新鋭工業(株)であり、新鋭工業(株)が販売する当該製品及びその周辺機器の日本における販売、修理・点検その他一切の業務を代行する代理店は上記業者である。よって上記業者を選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

随意契約理由書

1 案件名称

パドルほか3点(平野工場)買入

2 契約の相手方

本田鐵工(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

パドルほか3点は本田鐵工(株)製の混練機の主要構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、本田鐵工(株)製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

パドルほか3点は本田鐵工(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、本田鐵工(株)と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 平野工場 (電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

固定火格子支持梁ほか39点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する固定火格子支持梁ほか39点は、日立造船(株)設計・施工による舞洲工場焼却設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株)製品の選定を行った。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 （電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

脱硝用空気加熱器（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する脱硝用空気加熱器は、日立造船(株)施工による舞洲工場排ガス処理設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開の為他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株)製品の選定を行った。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

はしご車分解整備（2）

2 契約の相手方

㈱モリタテクノス 西日本営業部

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び消防関係法令に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は㈱モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記㈱モリタテクノスは製作会社からはしご車点検整備業務を移管された唯一の会社（平成26年4月1日付、代理店証明書は消防局で保管。証明書有効期限は平成27年3月31日）であり、当該業務は㈱モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6198）

6 選定者

警防課長 辻 美都利

随意契約理由書

- 1 案件名称
ライナープレート（環境局）（その2）買入
- 2 契約の相手先
株栗本鐵工所
- 3 随意契約理由
 - (1) 製品指定理由
今回購入するライナープレートは、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送するためのごみ輸送管の一構成部品であり、株栗本鐵工所が独自の技術により開発したものである。
本製品の詳細寸法、仕様及び関連機構との関係は、他社では知りえず、使用部品の調達も不可能である。よって、株栗本鐵工所製品とする。
 - (2) 業者選定理由
本製品は株栗本鐵工所が直接販売を行っており、他社では取扱いできないため、株栗本鐵工所と特名随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
環境局施設部南港管路輸送センター（電話番号06-6612-4981）

随意契約理由書

- 1 案件名称
インナープレート（環境局）（その3）買入
- 2 契約の相手先
日本発條株式会社
- 3 随意契約理由
製品指定理由
今回購入するインナープレートは、南港ポートタウンにおいてごみを各家庭から中継センターまで輸送するためのごみ輸送管の一構成部品であり、日本発條株式会社が独自の技術により設計・製作したものである。
本製品の詳細寸法、仕様及び関連機構との関係は、他社では知りえず、使用部品の調達も不可能である。
よって、日本発條株式会社の製品を指定する。

業者選定理由
本製品は日本発條株式会社が直接販売を行っており、他社では取扱いできないため、日本発條株式会社と特名随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
環境局施設部南港管路輸送センター
(電話番号06-6612-4981)

随意契約理由書

1 案件名称

スイングパドルほか2点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入するスイングパドルほか2点は、日立造船(株)設計・施工による舞洲工場焼却設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株)製品の選定を行った。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 （電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

共同溝ほか1か所ガス検知器修繕

2 契約相手方

株式会社 理研商会

3 随意契約理由

今回修繕するガス検知器は、共同溝の各洞道内及び地下道内において維持管理作業等のため酸欠危険場所への入溝に際し、人命の安全及び不測の事故を防ぐための確保を行う重要な設備であるが、長年の使用により構成部品が老朽化しているため取替修繕を行うものである。

本設備は理研計器株式会社が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替には、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。よって、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている株式会社理研商会のみである。

以上のことから、株式会社理研商会を契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 管理部 工務課（道路公園設備担当）（電話番号 06-6615-7899）

随意契約理由書

1 案件名称

手動引金式人工呼吸器一式 買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

手動引金式人工呼吸器は、呼吸停止の傷病者に対して効果的な人工呼吸を行うことができ、また自発呼吸のある傷病者に対しては傷病者の呼吸に同期して高濃度酸素投与が行えるなど、呼吸管理の際に使用する救命資器材であり、類似製品と以下5点について比較検討した。

- ・ 人工呼吸を自動式に切り替えられること。
- ・ 酸素駆動式で電源を必要としないこと。
- ・ 使用中における気道内圧の上限が 40cmH₂O であること。
- ・ 自発呼吸発現時の微弱な呼吸でも作動すること。
- ・ MRI 対応型であること。

上記すべてを満たすものはスミスメディカル・ジャパン株式会社製のニューパック VR1 のみであり、傷病者の救命に最も効果的であると考えられるため、本製品を選定する。

また、(株)アダチはスミスメディカル・ジャパン(株)が取り扱う全製品の唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局救急部救急課 (救急) (電話番号 06-4393-6628)

随意契約理由書

- 1 案件名称
心電図モニター用バッテリー（ハートスタート MRx 用） 買入
- 2 特名事業者
株式会社アダチ
- 3 随意契約理由
心電図モニターは、心電図や脈拍数、血圧、血中酸素飽和度などを測定し、傷病者の状態を適切に把握するために必要な医療機器であり、バッテリーはその電源である。
当該製品は(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製であるが、販売元のレールダルメディカルジャパン(株)が日本国内の消防機関における唯一の医療機器販売代理店である。
また、上記業者はレールダルメディカルジャパン(株)が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。よって、上記業者を指定するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
消防局救急部救急課（救急）

随意契約理由書

1 案件名称

免税軽油（港湾局）第4四半期買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油株式会社

3 随意契約理由

当局では、渡船を2隻（12.00t・19.54t）ならびに、巡視船を1隻（10.00t）保有しています。

渡船は、木津川の大正区船町地区と住之江区平林地区を結び人と自転車を運ぶものとして運航しており、給油頻度は月に2回程度です。

巡視船は、大阪港を利用する船舶が港内を安全に航行し、係留できるよう、港を常に良好な状態に維持することを目的としており、港内の上屋・荷さばき地・水域施設・係留施設・外郭施設の状態監視等を行うために運行しており給油頻度は月に5～6回程度です。

渡船及び巡視船ともに、日々稼働しており、渡船は入出港する時刻の合間に、巡視船は巡視業務時間の合間に適宜給油を行う必要があります。

各船への給油方法は、次の5つの方法が考えられます。

船舶給油施設へ操船して直接給油する

給油船（バージ船）による定けい場での給油

タンクローリ車による陸上からの給油

ドラム缶で購入・給油

鶴町基地での給油

及び の給油方法については、給油時間の事前調整が必要であることや、1回の給油量が少なく、給油回数が頻繁であることから給油業者の確保が困難な状態です。また、渡船については、定けい場が自動車等の通行できる道路と離れているため の給油方法是对応できません。

の給油方法については、本件船舶の各定けい場にオイルフェンス等の設備がなく、また、危険物取扱者がいないため給油できません。残る の給油方法については、当局の他担当が所有している給油タンクまで向かい給油する方法であるが、本件船舶の各定けい場から、鶴町基地まで給油に向かうのに時間がかかること及び、当該給油タンク取扱担当との給油時間等の調整が発生し効率的ではありません。

以上の理由により、本件船舶の給油方法については、 の方法により行うこととしますが、各定けい場に近接し、渡船については入出港する時刻の合間に、巡視船については巡視業務時間の合間に適宜給油を行うことが可能な船舶給油施設を所有する業者は、港石油株のみであります。

よって、港石油株と特名随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局総務部経営監理担当（調達）

電話番号 06-6615-7716

随意契約理由書

- 1 案件名称
免税軽油（消防局船舶）第4四半期 買入（単価契約）
- 2 契約の相手方
港石油（株）
- 3 随意契約理由
当局では、消防救助艇「ゆめしま」（3.1トン）を保有し、大阪市全域の水難救助事案に出場し災害対応している。
消防救助艇の災害出場に対応するため消防救助艇の燃料を常時満タン状態にしておく必要がある。
そのため、迅速な災害対応に支障とならない燃料補給の方法としては、次の方法が考えられる。
 - ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する。
 - ② 給油船（バージ船）による給油
 - ③ 給油タンク車からの直接給油
 - ④ 水上消防署での給油

①の場合は、時間的制約や設備上の問題が無く利便性が高い。
②、③の給油は、事前に給油時間を指定しなければならず、また、指定した時間に災害出場しておれば給油することができないことから、消防救助艇の給油に迅速に対応するのは不可能である。
④の場合は、消防艇専用の給油施設であり、消防救助艇が給油を行うことができない。

以上の理由により、当局が保有する消防救助艇「ゆめしま」への燃料補給は①の方法しかない。また、緊急な給油を必要とする場合、繫留場所に近接しており、迅速に対応し短時間で給油できる船舶給油施設を所有する業者は、港石油（株）のみである。
よって、上記業者を指定するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6149）